

奈良市公報

号 外 第 15 号

平成18年 7月14日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

- 徴収事務の委託…………… 1
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 1
- 認可地縁団体の告示事項の変更（4件）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 住民票の職権消除…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 介護予防支援事業所の指定…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 徴収事務の委託（2件）…………… 5
- 奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 5
- 都市公園の区域変更…………… 5
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 9
- 監 査**
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 9
- 公 平 委 員 会**
- 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………10
- 公 営 企 業**
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………10
- 教 育 委 員 会**
- 定例教育委員会の開催……………11
- 選 挙 管 理 委 員 会**
- 選挙人名簿からの抹消……………11
- 選挙人名簿からの抹消の取消し……………11
- 防 災 会 議**
- 奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示……………11

告 示

奈良市告示第266号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年 4月17日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条町二丁目9番2号 社団法人 奈良市歯科医師会 会長 東浦 宏守	奈良市立みどりの家歯 科診療所手数料

2 委託の期間

平成18年 4月1日から平成20年 3月31日まで

（平成18年 4月17日掲示済）

奈良市告示第267号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 4月17日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年 4月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)
8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表
(平成18年4月17日揭示済)

奈良市告示第268号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成18年4月18日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年4月18日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年4月18日揭示済)

奈良市告示第269号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成18年4月18日
奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	森西 康晴 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の30	砂川 哲男 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の74

- 2 変更の年月日
平成18年4月2日
(平成18年4月18日揭示済)

奈良市告示第270号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成18年4月18日
奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市須川町727番地	奈良市須川町2248番地
代表者の氏名及び住所	西窪 弘之 奈良市須川町727番地	寺埜 嘉彦 奈良市須川町2120番地

- 2 変更の年月日
平成18年4月1日
(平成18年4月18日揭示済)

奈良市告示第271号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成18年4月18日
奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	森谷 勇 奈良市秋篠町969番地の26	川井 晃 奈良市秋篠町582番地の6

- 2 変更の年月日
平成18年3月31日
(平成18年4月18日揭示済)

奈良市告示第272号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成18年4月18日
奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市恋の窪一丁目3番17-414号	奈良市恋の窪一丁目13番12号
代表者の氏名及び住所	黒木 武士 奈良市恋の窪一丁目3番17-414号	村井 和代 奈良市恋の窪一丁目13番12号

- 2 変更の年月日
平成18年4月2日
(平成18年4月18日揭示済)

奈良市告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年4月18日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成18年2月21日 奈良市指令都整開第05A-52号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成18年4月18日 第987号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市百楽園一丁目3080番地の15及び3080番地の30
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市富雄北三丁目3番29号
山口 環
奈良市富雄北三丁目3番29号
山口 玲子
奈良市百楽園一丁目5番4号
松尾 昌美

(平成18年4月18日揭示済)

奈良市告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年4月19日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成18年1月31日 奈良市指令都整開第05A-49号
平成18年4月4日 奈良市指令都整開第05A-49-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成18年4月19日 第988号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市古市町781番地の2及び782番地
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府摂津市鶴野四丁目2番18号
株式会社 あきんどスシロー
代表取締役 清水 義雄

(平成18年4月19日揭示済)

奈良市告示第275号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年4月19日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年4月19日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年4月19日揭示済)

奈良市告示第276号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があったことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成18年4月20日

奈良市長 藤原 昭

住 所	氏 名	処分年月日
奈良市学園朝日元町一丁目1896番地の11	築山 盛晃	平成18年4月19日

(平成18年4月20日揭示済)

奈良市告示第277号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年4月20日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年4月20日
- 移動対象区域

介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項の規定により、介護予防支援事業所を次のとおり指定しましたので、同法第115条の27の規定により公示します。

平成18年4月21日

奈良市告示第278号

奈良市長 藤原 昭

事業所番号	介護予防支援事業所		申請者		指 定 年月日
	事 業 所 名 称	所 在 地	主たる事務所の所在地	代 表 者 氏 名	
2900100013	奈良市若草地域包括支援センター	奈良市船橋町1番地	奈良市船橋町8番地	財団法人沢井病院 理事長 沢井康悦	平成18年 4月1日
2900100021	奈良市三笠地域包括支援センター	奈良市二条大路南一丁目 3-1 イトーヨーカドー 5階	奈良市神殿町644-1	医療法人社団 谷掛整形外科診療所 谷掛 駿介	平成18年 4月1日
2900100039	奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター	奈良市西木辻町110-4	奈良市西木辻町200番地	医療法人財団 岡谷会 理事長 岡谷 鋼	平成18年 4月1日
2900100047	奈良市都南地域包括支援センター	奈良市古市町1327番地6	奈良市南紀寺町5丁目53-1	医療法人 清和会 理事長 國分 清和	平成18年 4月1日
2900100054	奈良市平城地域包括支援センター	奈良市中山町1452-4	奈良市秋篠町1567番地	社会福祉法人 福寿会 理事長 林 健蔵	平成18年 4月1日
2900100062	奈良市京西・都跡地域包括支援センター	奈良市六条二丁目2-10	奈良市二名三丁目1151-1	社会福祉法人 奈良苑 理事長 松田 末作	平成18年 4月1日
2900100070	奈良市伏見地域包括支援センター	奈良市西大寺南町1番17号	奈良市西大寺赤田町一丁目7-1	医療法人 平和会 理事長 市川 篤	平成18年 4月1日
2900100088	奈良市二名地域包括支援センター	奈良市二名一丁目2392-2	奈良市百楽園五丁目2-6	医療法人 松本快生会 西奈良中央病院 理事長 松本 功	平成18年 4月1日
2900100096	奈良市登美ヶ丘地域包括支援センター	奈良市中登美ヶ丘一丁目 1994-3 D20-104号	奈良市中登美ヶ丘四丁目 3番	医療法人 北寿会 理事長 北神 敬司	平成18年 4月1日
2900100104	奈良市富雄地域包括支援センター	奈良市大倭町2-22	奈良市大倭町5番27号	社会福祉法人 大倭安宿苑 理事長 矢追 美壽紀	平成18年 4月1日
2900100112	奈良市東部地域包括支援センター	奈良市茗荷町803	奈良市茗荷町808-1	社会福祉法人 晃宝会 理事長 木村 雅子	平成18年 4月1日

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年4月20日揭示済)

(平成18年 4月21日揭示済)

奈良市告示第279号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 4月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年 4月21日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年 4月21日揭示済)

奈良市告示第280号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年 4月21日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 社団法人奈良市シルバー人材センター 理事長 山中 俊彦	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

平成18年 4月1日から平成19年 3月31日まで

(平成18年 4月21日揭示済)

奈良市告示第281号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年 4月21日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市疋田町二丁目2番4号 関西美建株式会社 代表取締役 高野 治	奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

平成18年 4月1日から平成20年 3月31日まで

(平成18年 4月21日揭示済)

奈良市告示第282号

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 4月24日

奈良市長 藤原 昭

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱（平成15年奈良市告示第148号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に口座振込に必要な書類を添えて、市長」を「を市長」に改める。

別記第2号様式中「※添付書類 口座振込に必要な書類」を削る。

附 則

この告示は、平成18年 4月24日から施行する。

(平成18年 4月24日揭示済)

奈良市告示第283号

都市公園の区域を変更するので、奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年 4月24日

奈良市長 藤原 昭

1 名称、位置

名 称	位 置
東登美ヶ丘一丁目西街区公園	奈良市東登美ヶ丘一丁目2269番209
東登美ヶ丘3号緑地	奈良市東登美ヶ丘五丁目2020番269

2 変更区域

別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良市都市計画部街路公園課において一般の縦覧に供します。）

3 変更年月日

平成18年 4月24日

(平成18年 4月24日揭示済)

奈良市告示第284号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 4月24日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 2 移動年月日
 平成18年4月24日
 3 移動対象区域
 近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
 以下省略
 (平成18年4月24日揭示済)

奈良市告示第285号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年4月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成18年4月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成18年4月25日揭示済)

奈良市告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年4月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成17年11月15日 奈良市指令都整開第05A-40号
平成18年3月20日 奈良市指令都整開第05A-40-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成18年4月25日 第989号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市小倉町1180番地の12の一部、1224番地の3の一部、1224番地の5、1224番地の6の一部、1224番地の7、1224番地の8、1224番地の9の一部、1224番地の10、1224番地の11の一部、1224番地の12、1224番地の13、1224番地の14、1224番地の15、1224番地の16、1224番地の21の一部、1224番地の23の一部、1242番地、1245番地、1247番地、1248番地、1249番地の1の一部、1267番地の2及び1609番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町480番地 資生堂京都ビル
京都グレインシステム株式会社
代表取締役 田宮 尚一
(平成18年4月25日揭示済)

奈良市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年4月26日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
奈良市若草地域包括支援センター	奈良市船橋町1	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
（助）沢井病院	奈良県奈良市船橋町8		
奈良市三笠地域包括支援センター	奈良市二条大路南一丁目3-1イトーヨーカドー5階	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
（医）谷掛整形外科診療所	奈良県奈良市神殿町644-1		
奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター	奈良市西木辻町110-4	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
（医）岡谷会	奈良県奈良市西木辻町200		

奈良市都南地域包括支援センター	奈良市古市町1327-6 フォレストヒルズ奈良	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
(医)清和会	奈良市南紀寺町五丁目53-1		
奈良市平城地域包括支援センター	奈良市中山町1452-4	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
(社)福寿会	奈良市秋篠町1567		
奈良市京西・都跡地域包括支援センター	奈良市六条二丁目2-10	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
(社)奈良苑	奈良県奈良市六条二丁目2-10		
(平成18年 4月26日 掲 示 済)		<p>とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。</p> <p style="text-align: center;">平成18年 4月26日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 藤 原 昭</p>	
<p>奈良市告示第288号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の</p>			
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名 称	所在地		
開設者		介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
名 称	主たる事務所の所在地		
奈良市伏見地域包括支援センター	奈良市西大寺南町1-17 西田ビル2階	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
(医)平和会	奈良市西大寺赤田町一丁目7-1		
奈良市二名地域包括支援センター	奈良市二名一丁目2329	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成18年04月01日
(医)松本快生会 西奈良中央病院	奈良県奈良市百楽園五丁目2-6		
奈良市富雄地域包括支援センター	奈良市大倭町2-22	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
(社)大倭安宿苑	奈良県奈良市大倭町5-27		
奈良市登美ヶ丘地域包括支援センター	奈良市中登美ヶ丘一丁目19-94-3 D20-104号	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
(医)北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3		
奈良市東部地域包括支援センター	奈良市茗荷町803	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成18年04月01日
(社)晃宝会	奈良県奈良市茗荷町808-1		

(平成18年4月26日揭示済)

奈良市告示第289号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成18年4月26日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	若林 征 奈良市南永井町132番地の13	南本 敬二 奈良市南永井町109番地の40 1-161

2 変更の年月日

平成18年4月17日

(平成18年4月26日揭示済)

奈良市告示第290号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年4月26日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年4月26日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年4月26日揭示済)

奈良市告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年4月27日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成17年11月1日 奈良市指令都整開第05A-28号

平成18年3月15日 奈良市指令都整開第05A-28-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年4月27日 第990号

(2) 公共施設 平成18年4月27日 第431号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄北三丁目433番地の5の一部及び433番地の10

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市鳥見町一丁目1番地の3

株式会社 山友企画

代表取締役 山上 雄平

奈良市富雄北二丁目12番地の9

小泉 千枝子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄北三丁目433番地の5及び433番地の10の各一部

(2) 下水道

奈良市富雄北三丁目433番地の5及び433番地の10の各一部

(平成18年4月27日揭示済)

奈良市告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年4月27日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成17年6月15日 奈良市指令都整開第05A-8号

平成18年4月7日 奈良市指令都整開第05A-8-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年4月27日 第991号

(2) 公共施設 平成18年4月27日 第432号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄川西二丁目109番地の1、109番地の5、109番地の6、109番地の7、109番地の8、109番地の9、109番地の10、109番地の11、109番地の12、109番地の13、109番地の14、109番地の15、109番地の16、109番地の17、109番地の18、109番地の20、109番地の21、109番地の22、109番地の23、109番地の24、109番地の25、109番地の26、109番地の27、109番地の28、109番地の29、109番地の30、109番地の31、109番地の32、109番地の33、109番地の34、109番地の35、109番地の36、109番地の37、109番地の38、109番地の39、109番地の40、109番地の41、109番地の42、109番地の43、109番地の44、109番地の45、109番地の46、109番地の47、109番地の48、109番地の49、109番地の50、109番地の51、109番地の52、109番地の53、109番地の54、109番地の55、109番地の56、109番地の57、109番地の58、109番地の59、109番地の60、109番地の61、109番地の62、109番地の63、109番地の64、109番地の65、109番地の66、109番地の67、109番地の68、109番地の69、109番地の70、

109番地の71、109番地の72及び109番地の73並びに奈良市鳥見町三丁目13番地の4、13番地の13、13番地の14、13番地の15、13番地の16及び13番地の17

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目23番5号
大西建設株式会社
代表取締役 大西 和男
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市富雄川西二丁目109番地の1
- (2) 歩行者専用通路
奈良市富雄川西二丁目109番地の39及び奈良市鳥見町三丁目13番地の4
- (3) 下水道
奈良市富雄川西二丁目109番地の1
- (4) 公園
奈良市富雄川西二丁目109番地の67
- (5) 調整池
奈良市富雄川西二丁目109番地の69
- (6) 防火水槽
奈良市富雄川西二丁目109番地の70
(平成18年4月27日揭示済)

奈良市告示第293号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年4月27日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年4月27日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年4月27日揭示済)

奈良市告示第294号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成18年4月28日

奈良市長 藤 原 昭

- 次のとおり省略
(平成18年4月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に

基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成18年4月28日

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中 嶋 肇
同	池 田 慎 久
同	船 越 義 治

障がい福祉課

監査結果公表日 平成17年6月7日（奈良市監査委員告示第7号）

措置結果通知日 平成18年4月25日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 身体障害者福祉資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において13,228,041円となっている。今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	(1) 平成17年度は、滞納繰越分の収入未済額について督促・催告等を行いました。今後もお一層、収入未済の解消に向け督促・催告等の徴収努力をまいります。
(2) 奈良市補助金等交付規則第7条第1項の規定によると、市長は補助金等の交付を決定したときは、その決定の内容を申請者に対し、補助金等交付決定通知書により通知することとなっている。地域福祉互助会活動補助金及び奈良市肢体不自由児・者父母の会活動補助金において、補助金等交付決定通知書の交付予定年月日欄への記入漏れが見受けられた。規則に則った適正な事務処理をされたい。	(2) 平成17年度は、補助金等交付決定通知書の交付予定年月日欄への記入漏れ等の文書類に対してチェックを厳しく行いました。今後も補助金交付事務に遺漏のないようチェックを厳しく行ってまいります。
(3) 全国わたぼうし音楽祭開催補助金において、事業完了日から1箇月以上経過しているにもかかわらず、実績報告書が提出されていない。奈良市補助金等交付規則第14条の規定によると、補助事業者等は補助事業等が完了したときは、補助事業等の完了の日から起算して1箇月経過した日までに実績報告書を市長に提出しなければならないとなっており、規則に則った適正な事務処理をされたい。	(3) 平成17年度は、申請者に実績報告書の1箇月以内での提出を求め、提出を確認しました。今後も事務に遺漏のないよう申請者に実績報告書の提出を求めてまいります。

保育課
 監査結果公表日 平成16年6月4日（奈良市監査委員告示第6号）
 措置結果通知日 平成18年3月29日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 民生費負担金（保育料）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において5,669,950円となっている。民生費負担金（保育料）の徴収にあたっては、負担の公平性からも徴収率の向上のため更なる努力を要望する。	(1) 監査時において民生費負担金（保育料）の滞納繰越分の収入未済額は、5,669,950円であり、平成16年度において保育園及び市からの督促・催促を行い、752,250円を収納しました。今後引き続き徴収率向上を目指し、粘り強く努力していきます。
(2) 24時間保育事業利用料の調定が著しく遅延しているため、奈良市会計規則第11条に基づき、利用決定と同時に調定された。	(2) 平成16年度における24時間保育事業利用者は1名ありましたが、利用料減免対象者であったため、利用料は徴収していません。なお、平成17年度より、24時間保育事業委託は、行っていません。

料金お客様課（西部営業所含む。）
 監査結果公表日 平成18年3月29日（奈良市監査委員告示第4号）
 措置結果通知日 平成18年4月19日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 水道料金の過年度分の未収額は、監査時において74,496,258円となっている。今後とも未収の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	(1) 未収金の回収につきましては無届転出等の防止の啓発、追跡調査及び現場精査の強化、さらに支払督促等法的措置の推進に努め、効率の良い徴収業務を行い水道事業の健全経営のもととなる収入の確保と公平性を保つためその回収になお一層の努力をして参ります。
(2) 西部営業所管理業務（西部会館専用部分管理業務）委託の業務完了報告書（4月分）において、空調自動制御点検の実施日に記載誤りがあった。業務の履行確認を怠ることのないよう注意された。	(2) 西部営業所管理業務委託の業務完了報告書の記載誤りにつきましては、今回の確認作業の見落としを充分反省し、今後は徹底した業務の履行確認を遂行いたします。

（平成18年4月28日揭示済）

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月17日

奈良市公平委員会

委員長 森田 功

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項を次のように改める。

市長部局	公室長 部長 政策調整監 理事 所長 次長 参事 室長 課長 工場長 主幹 政策調整主幹 課長補佐 所長補佐 場長 補佐 館長 主査 市長公室秘書課秘書係長 市長公室人事課人事係長、事務能率係長、 給与係長、福利厚生係長及び主任 総務部 財政課財政第一係長、財政第二係長及び 財政第三係長 総務部文書法制課法制係長 総務部管財課庁舎管理係長 市長公室 秘書課の秘書担当の事務吏員 市長公室 人事課人事係及び給与係の事務吏員 総務部 文書法制課法制係の事務吏員
------	--

別表出張所の項中「所長補佐」を「所長補佐 主査」に改め、同表（備考）の第11項中「6級」を「5級」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（平成18年4月17日揭示済）

公営企業

奈良市水道局告示第16号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年4月20日

奈良市水道事業管理者

中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定期日
株式会社都 祁商会	代表取締役 吉田 寛	奈良市都祁白石町 2212番地の2	平成18年 3月30日

本間設備	本間 勇	奈良県生駒市壱分 町1461番地 1	平成18年 4月4日
------	------	-----------------------	---------------

(平成18年 4月20日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第8号

平成18年 5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成18年 4月27日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

- 日時
平成18年 5月9日（火）
午前10時から
- 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成18年度奈良市児童生徒健全育成野外活動事業
実施要項について
議事
議案第5号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について
議案第6号 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会委員の委嘱について
議案第7号 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則について
議案第8号 平成18年度奈良市立学校評議員の委嘱について
議案第9号 平成18年度奈良市立高等学校の教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱並びに任命について
議案第10号 奈良市少年指導センター運営委員会委員の委嘱について
議案第11号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱又は任命について
議案第12号 奈良市図書館管理規則の一部改正について
議案第13号 奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部改正について
議案第14号 奈良市スポーツ振興審議会委員の一部任命について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
5月～6月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年 4月27日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、平成18年 3月31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成18年 4月21日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

- 抹消年月日
平成18年 4月21日
- 抹消した者の氏名等
別冊のとおり
別冊省略

(平成18年 4月21日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。

平成18年 4月21日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

- 抹消の取消年月日
平成18年 4月21日
- 抹消の取消しをした者の氏名等
別紙のとおり
別紙省略

(平成18年 4月21日揭示済)

防災会議

奈良市防災会議告示第1号

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 4月19日

奈良市防災会議会長
藤原 昭

奈良市防災会議運営規程の一部を改正する告示
奈良市防災会議運営規程（昭和38年奈良市防災会議告示第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画部防災課」を「市民生活部市民安全室危機管理課」に改める。

附則

この告示は、平成18年 4月19日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同月1日から適用する。

(平成18年 4月19日揭示済)